

平成28年2月23日  
株式会社やさしい手

# 生活援助に関するアンケート

1. 調査目的

2. 調査項目

○調査内容

- I. 在宅生活を継続するためにはどのような生活援助中心型サービスがあると良いと思いますか
- II. どのようなタイミングで利用できるが良いとおもいますか
- III. 上記タイミングにおける適用期間についてはどのくらいの期間が妥当性が高いと思われますか
- IV. どのような頻度で上記期間生活援助サービスが必要だと考えますか
- V. 短時間の生活援助においてどのような役割、効果を期待しますか
- VI. 身体介護に引き続いて行う生活援助サービス(身体介護1生活援助1など)についてはどのようにお考えになりますか

3. 調査結果

4. アンケート結果のまとめ

5. 参考資料

# 1、アンケートの目的と概要

## 目的

軽度者(要介護度1、2)の方においては生活援助中心型サービスが提供出来ないようになることを想像させるような報道等がなされております。

しかし、これまで生活援助は、軽度要介護者【要介護度1、2】(以下軽度要介護者)の方々の在宅生活継続をささえており、すべてが給付されなくなると軽度者の生活が支えられなくなると心配されています。

軽度要介護者の在宅生活の継続のためには、最低限どのような生活援助中心型サービスが必要であるかを調査、検討します。

## アンケート概要

対象： 介護職員、ケアマネジャー【マクロミルモニタ会員(2014年7月時点)】  
分析対象数： 103名  
実施日： 2016年2月5日～ 2016年2月6日 24時間実施  
実施方法： インターネットによるメール配信  
ネットリサーチ業者：株式会社マクロミル

## 2、調査項目

---

- I . 在宅生活を継続するためにはどのような生活援助中心型サービスがあると良いと思いますか
- II . どのようなタイミングで利用できるが良いとおもいますか
- III . 上記タイミングにおける適用期間についてはどのくらいの期間が妥当性が高いと思われますか
- IV . どのような頻度で上記期間生活援助サービスが必要だと考えますか
- V . 短時間の生活援助においてどのような役割、効果を期待しますか
- VI . 身体介護に引き続いて行う生活援助サービス(身体介護1生活援助1など)についてはどのようにお考えになりますか

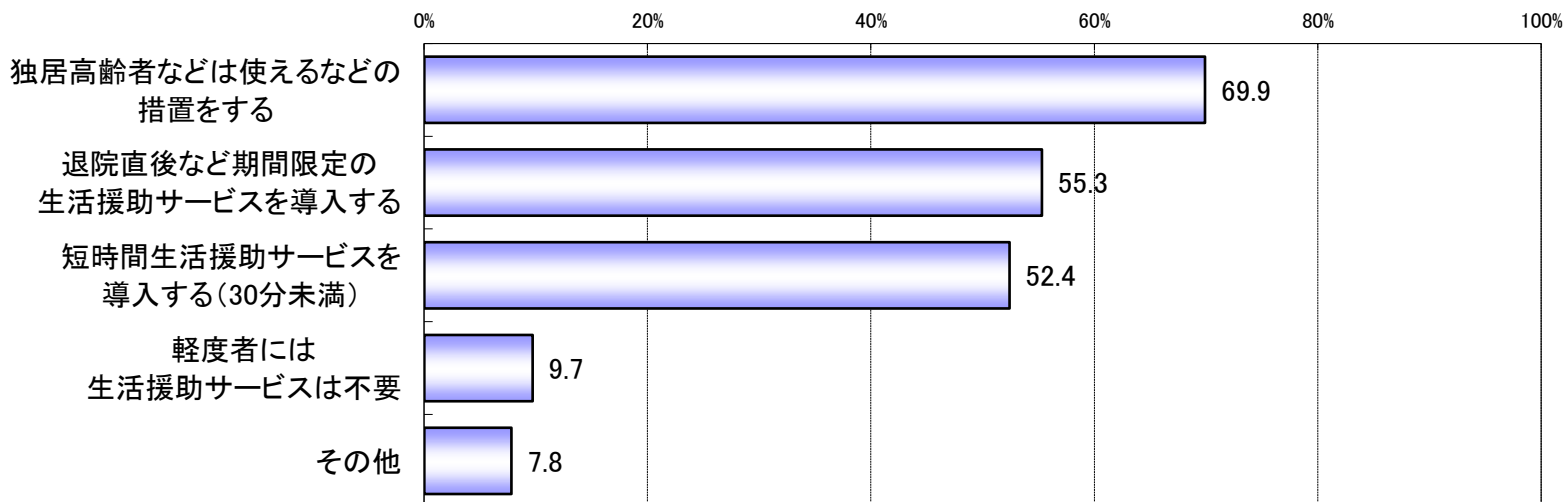
### 3、調査結果

～ I . 在宅生活を継続するためには  
どのような生活援助中心型サービスがあると良いと思いますか ～

#### 軽度要介護者の在宅生活継続のためには、 独居高齢者・退院直後に短時間の生活援助が必要である。

在宅生活を継続するためにはどのような生活援助中心型サービスがあると良いと思いますかについては、「独居高齢者などは使えるなどの措置をする」(69.9%)・「退院直後など期間限定の生活援助サービスを導入する」(55.3%)が多くの回答を得た。短時間生活援助の導入に関しても半数を超える方が必要である回答した。

I . 在宅生活を継続するためにはどのような生活援助中心型サービスがあると良いと思いますか。(n=103)



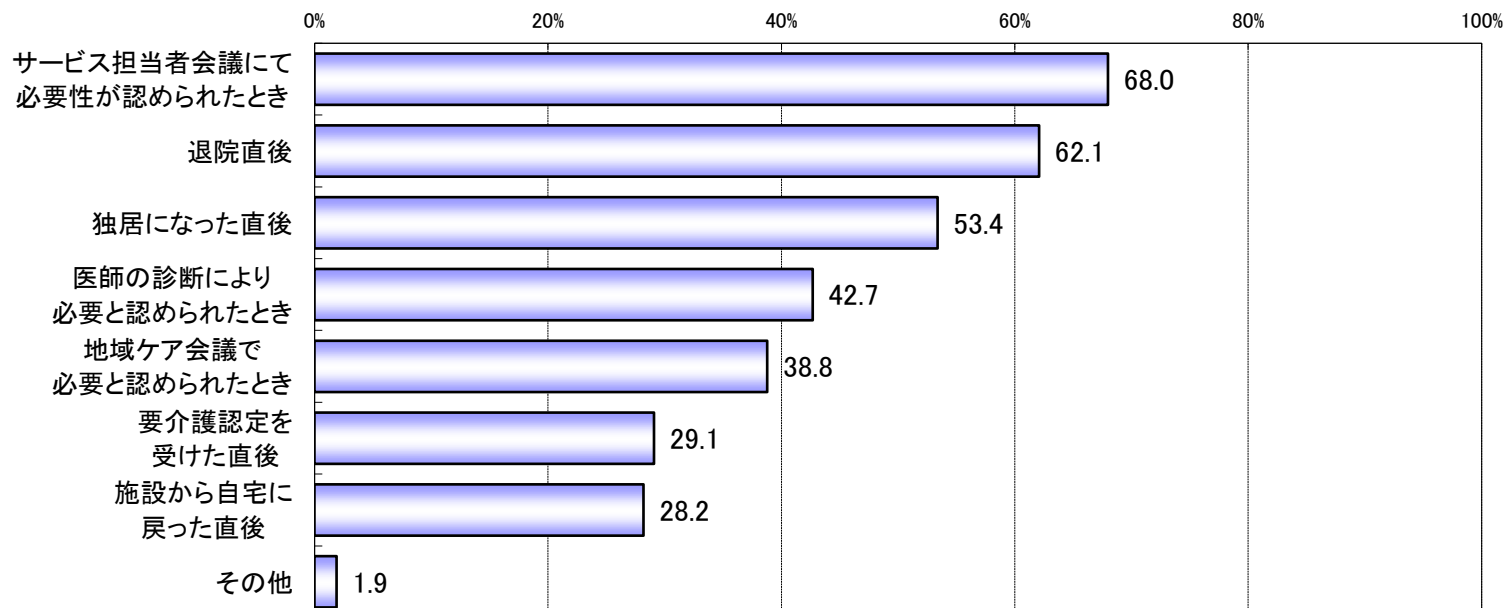
### 3、調査結果

～ II . どのようなタイミングで利用できるの良いとおもいますか ～

#### 軽度要介護者に生活援助中心型サービスが必要なタイミングは、退院直後・独居になった直後である。

生活援助中心型サービスをどのようなタイミングで利用できるの良いと思いますかについては、サービス担当者会議にて必要性が認められたとき(68.0%)、退院直後(62.1%)、独居になったとき(53.4%)の3項目が50%を超える回答となった。この結果は、軽度要介護者に生活援助中心型サービスが必要なタイミングは、退院直後や独居になった直後でサービス担当者会議にて必要性が認められたときであるという結果となった。

II . どのようなタイミングで利用できるの良いとおもいますか。(n=103)



# 3、調査結果

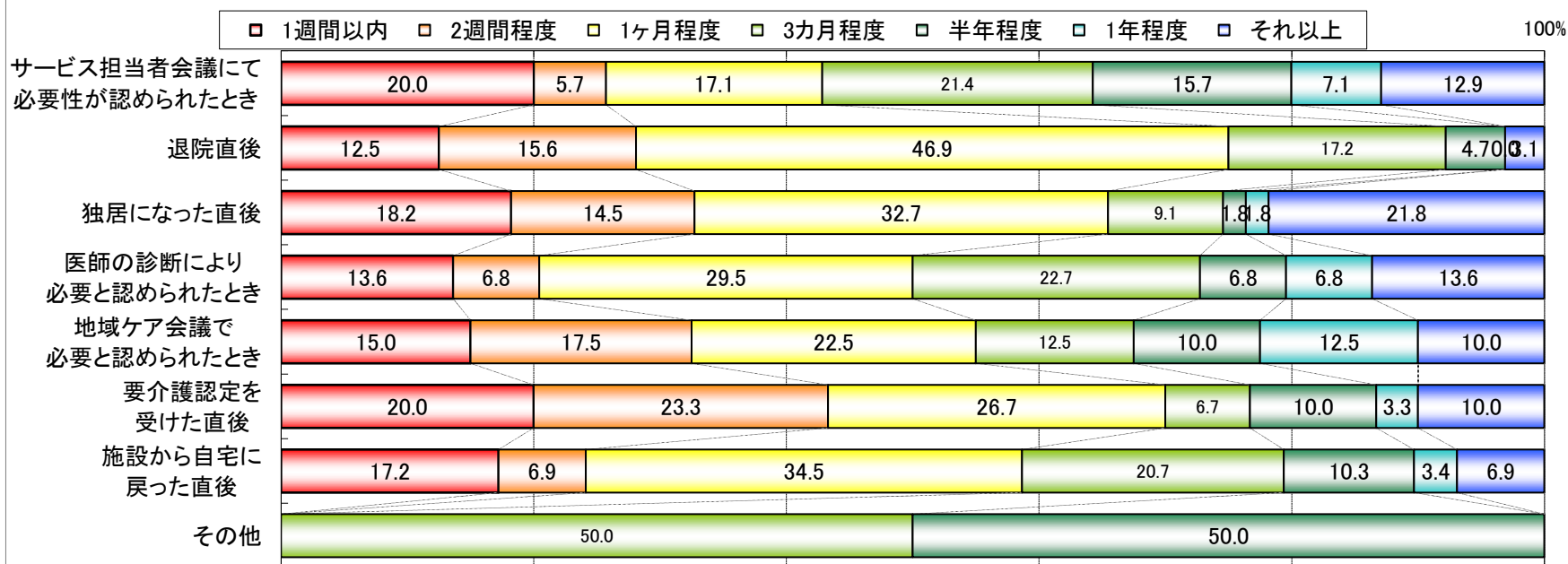
～ Ⅲ. 適用期間についてはどのくらいの期間が妥当性が高いと思われますか ～

## 軽度要介護者が生活援助中心型サービスが必要な期間は、2週間から1ヶ月間である。

生活援助中心型サービス提供のタイミングにおける適用期間については、どのくらいの期間が妥当性が高いと思われますかについては、1か月程度以内との回答が多くなっている。

特に、問2にて、必要なタイミングとされた「退院直後」「独居になった直後」が特にこの傾向が顕著である。

Ⅲ. 上記タイミングにおける適用期間についてはどのくらいの期間が妥当性が高いと思われますか。



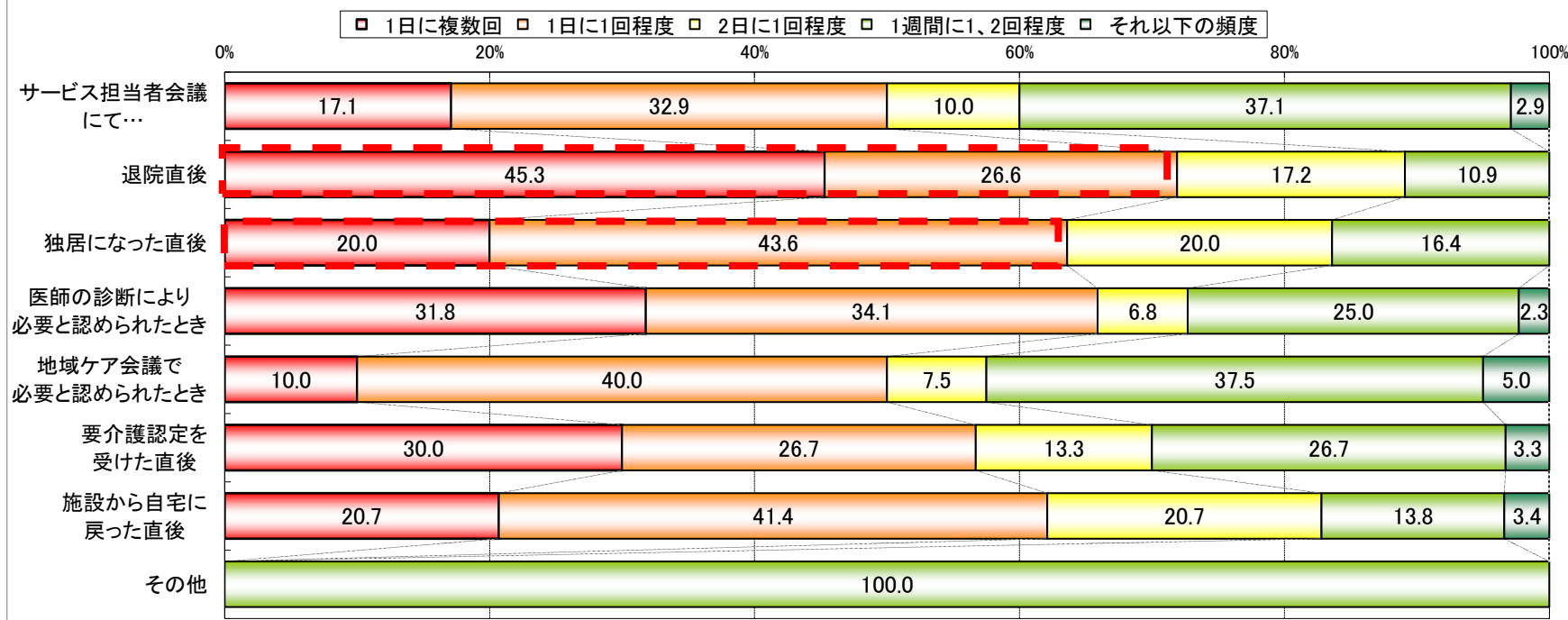
### 3、調査結果

～ IV. どのような頻度で上記期間生活援助サービスが必要だと考えますか ～

#### 軽度要介護者適用期間中の生活援助中心型サービスは、 1日複数回の提供が必要である。

どのような頻度で上記期間生活援助サービスが必要だと考えますかについては、1日1回以上との回答が各項目において50%以上を占めている。

IV. どのような頻度で上記期間生活援助サービスが必要だと考えますか



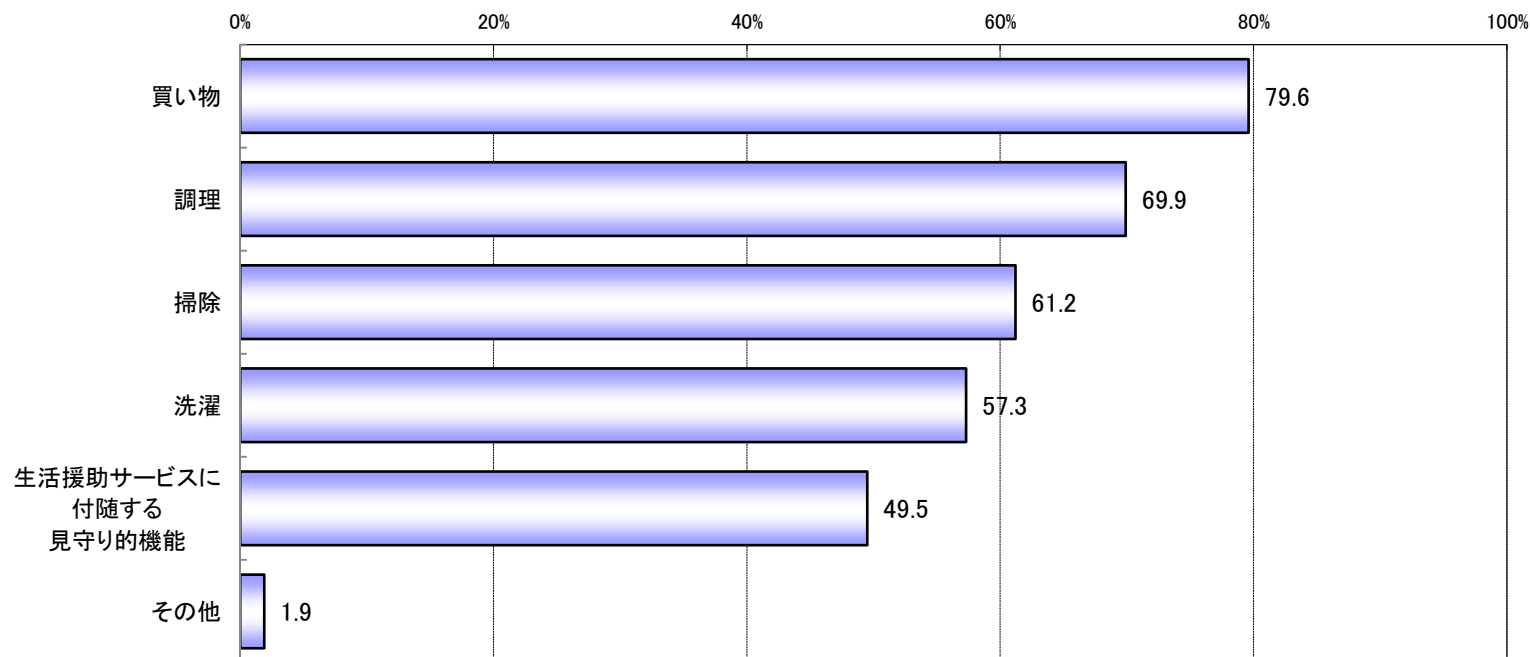
### 3、調査結果

～ V . 短時間の生活援助においてどのような役割、効果を期待しますか ～

#### 軽度要介護者への生活援助では買い物・調理の役割・効果が期待されている。

短時間の生活援助においてどのような役割、効果を期待しますかについては、「買い物」が79.6%、「調理」が69.9%と高い割合を占めている。

V . 短時間の生活援助においてどのような役割、効果を期待しますか(n=103)





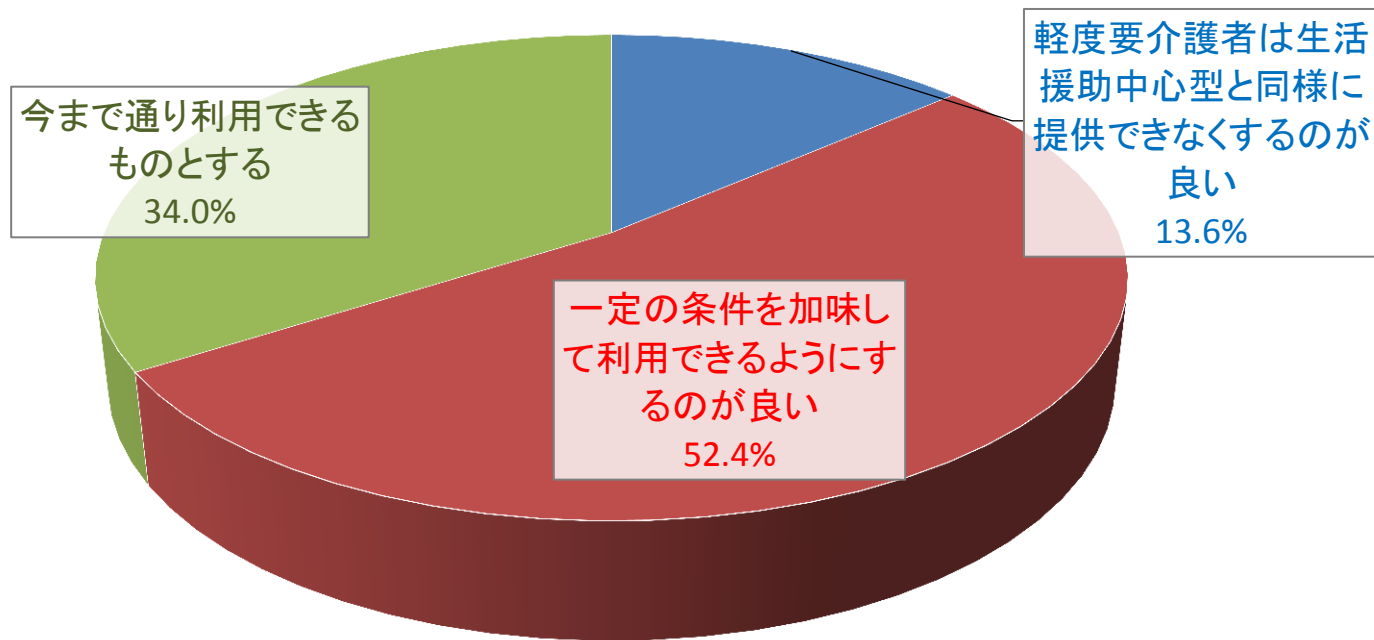
### 3、調査結果

～ VI. 身体介護に引き続いて行う生活援助サービス  
(身体介護1生活援助1など)についてはどのようにお考えになりますか～

#### 軽度要介護者身体介護に引き続いて行う生活援助も一定条件で利用できるよ うにすべき。

身体介護に引き続いて行う生活援助サービス(身体介護1・生活援助1など)については、  
「一定の条件を加味して利用できるようにするのが良い」は52.4%となっている。「今  
まで通り利用できるものとする」よりも多くの回答があった。

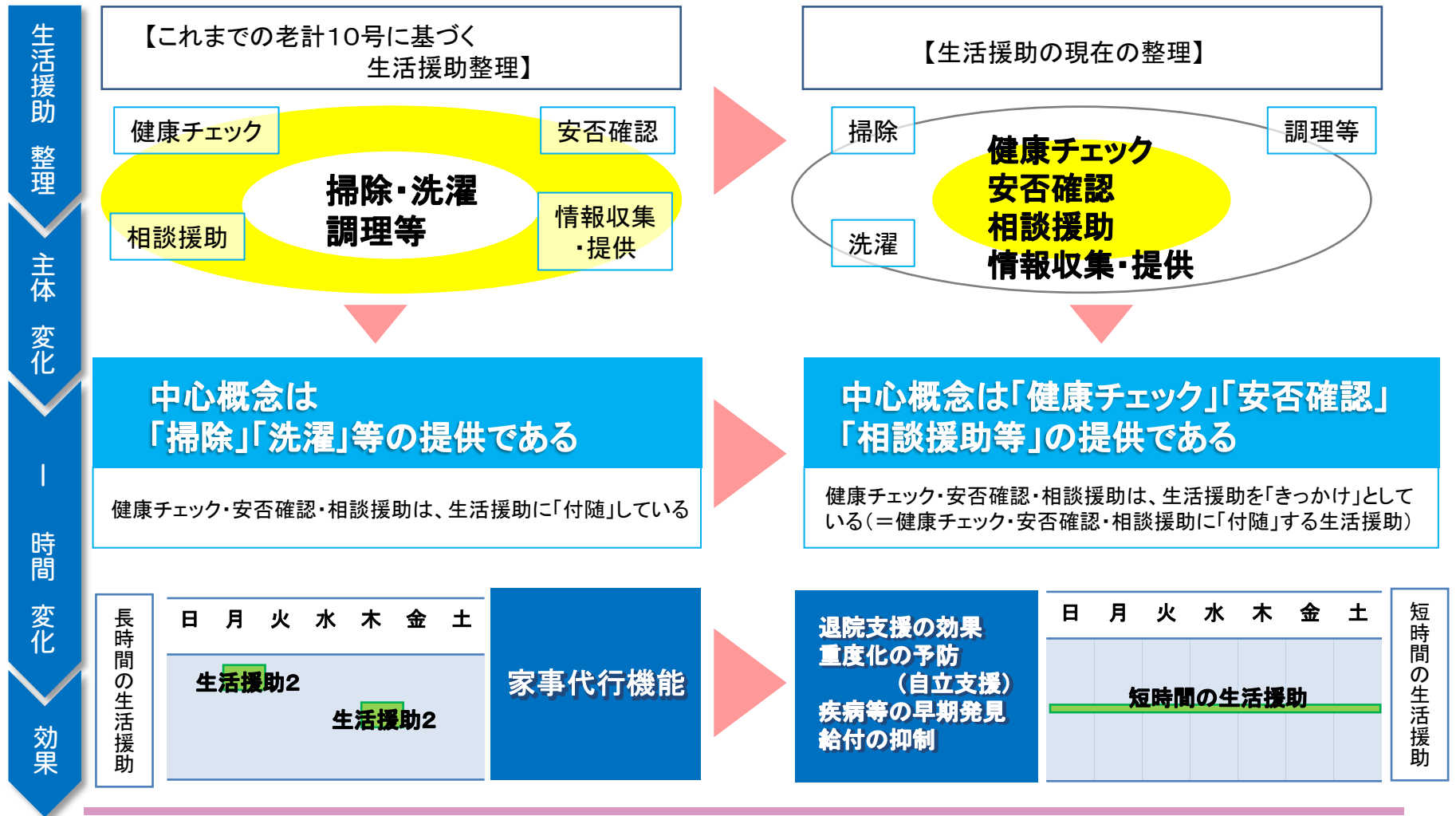
VI. 身体介護に引き続いて行う生活援助サービス(身体介護1生活援助1など)についてはどのようお考えになりますか。



# 4、アンケート結果のまとめ

## 4-1 生活援助を「きっかけ」にした健康チェック・安否確認・相談援助

ー 軽度要介護者への生活援助中心型サービスのあり方に関する考察 ー



## 4、アンケート結果のまとめ

### 4-2 軽度要介護者への生活援助中心型サービスのあり方に関する まとめ

現在、軽度者【要介護度1、2】の方においては生活援助中心型サービスが提供出来ないようになることを想像させるような報道等がなされている。しかし、これまで生活援助は、軽度要介護者【要介護度1、2】(以下軽度要介護者)の方々の在宅生活継続をささえており、すべてが給付されなくなると軽度者の生活が支えられなくなると心配されている。

軽度要介護者の在宅生活の継続のためには、最低限どのような生活援助中心型サービスが必要であるかを調査、検討します。介護職員、ケアマネジャーにインターネット調査を行ったところ下記の結果が得られた。

- 軽度要介護者の在宅生活継続のためには、独居高齢者・退院直後に短時間の生活援助の必要との回答が得られた。
- 軽度要介護者が生活援助中心型サービスが必要な期間は、2週間から1ヶ月間との回答が得られた。
- 軽度要介護者適用期間中の生活援助中心型サービスは、1日複数回の提供が必要である。
- 軽度要介護者への生活援助では買い物・調理の役割・効果が期待されている。
- 軽度要介護者身体介護に引き続いて行う生活援助も一定条件で利用できるようにすべき。

## 4、アンケート結果のまとめ

### 4-3 軽度要介護者への生活援助中心型サービスのあり方に関する 考察

- 訪問介護の生活援助中心型のサービスでは訪問介護員によって、掃除・洗濯・調理・買い物等を通じて専門性に基づく観察・判断・情報収集・安全確認がなされる。訪問介護員は単に掃除・洗濯・調理等を行っているだけの役割ではない。
- 訪問介護員自らが判断をおこなって、利用者本人の自己選択の支援・助言・働きかけを行っている。これらは、利用者個別の状況の把握と知識に基づいておこなわれている。
- 訪問介護員が専門性に基づく観察・判断・情報収集により得た情報は、サービス提供責任者・介護支援専門員・看護師・医師の連携に欠かすことのできない情報源である。
- 訪問介護員のおこなう生活援助は、専門性に基づいて行われており、軽度者の自立を支援する機能をはたしているのではないか。
- 生活援助には掃除・洗濯・調理の機能と同時に、軽度者の自立を支援する専門的機能に区分される。生活援助に内包される専門的な機能については、一定の条件の要介護高齢者の生活維持に不可欠な要素があると考えられる。
- 調理・洗濯・掃除作業そのものに着目し、要介護高齢者の生活維持に不可欠な要素を切り落とすことは難しいのではないか。
- 今回の調査より、一定の条件の要介護高齢者においては、従来生活援助の区分とされてはいたが生活継続に不可欠な要素として、介護給付に位置づけて行われると同時に、医師・看護師・ケアマネジャーと連携して地域包括ケアの成果につなげる役割の存在が示唆されたと考える。
- 今後、訪問介護員が行う介護過程を詳細に分解することで、生活援助の専門性を明らかにする必要があるのではないか。(参考資料参照)

## 5、参考資料(老計10号に定められた生活援助の行為の介護過程要素)

老計10号位 置づけ	【サービス提 供内容】	【介護過程・状況把握・判断・助言・活動支援】 (サービス提供内容のうち専門性に基づく判断と支援をおこなっているもの)
該当なし (訪問の準備)	利用者基本情報の把握をした上で訪問	利用者基本情報の事前の把握 (生年月日・年齢・性別・氏名・既往歴・生活歴・家族関係・服薬情報・生活リズム) 近々の要対応事項の事前の把握 (サービス提供責任者からの申し送り事項・疾患・健康状況・生活状況・家族状況)
	入室	郵便物の確認、庭の草木の状況に変化はないか。 地域住民の方々からの情報提供
	利用者様(ご家族等)へのあいさつ	気力・顔色・声色・目線、服装、臭いの変化を観察・把握 家族等の介護負担(疲労具合等)に関する状況観察・把握 利用者と家族等の関係性の観察と把握
健康チェック	健康状態の把握を目的としたコミュニケーション	生活歴・既往歴・サービス提供責任者からの申し送り事項に基づく話題の選択 前回訪問時からの連続性のある話題の選択 利用者からの返答からの課題分析 気力・顔色・声色・目線、服装、臭いの変化を観察・把握 家族等の介護負担(疲労具合等)に関する状況観察・把握 利用者と家族等の関係性の観察と把握
	サービス内容の確認	訪問介護計画書に基づく生活援助サービス内容の確認と同意 新たなニーズ・必要とするサービスの有無の確認 サービス提供の時間配分の再設定と合理的なサービス提供を行うための段取り

## 5、参考資料(老計10号に定められた生活援助の行為の介護過程要素)

老計10号位置づけ	【サービス提供内容】	【介護過程・状況把握・判断・助言・活動支援】 (サービス提供内容のうち専門性に基づく判断と支援をおこなっているもの)
環境整備(換気・室温・日あたりの調整等)	環境整備	利用者の疾患・身体状況・行動特性・危険因子を把握した上で生活に必要な環境にかかわる助言・活動支援をおこなう。
相談援助、情報収集・提供	相談援助、情報収集・提供	申し送りからの相談援助をおこなうべき内容について状態把握し、個別の利用者の状況に応じておこなう情報提供・相談援助・情報収集
掃除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居室内やトイレ、卓上等の清掃</li> <li>○ゴミ出し</li> <li>○準備・後片づけ</li> </ul>	<p>掃除を行いながら、生活歴の把握のための観察 (これまでの趣味・仕事等の観察を行い、利用者基本情報の充実と円滑なコミュニケーションにつなげる)</p> <p>合理的な段取りならびに、訪問介護計画書上の所要時間に応じた時間管理 利用者のこれまでの掃除の方法を尊重した上で、合理的な掃除の実施</p> <p>掃除を行いながら、既往歴による発生しうるリスクに応じた適切な声かけ</p> <p>掃除を行いながら、利用者の摂食状況、服薬状況、家族等の訪問状況利用者の生活導線を把握</p> <p>サービス終了後に利用者が安全・安楽に生活を送ることに物品等の配置 掃除を行うための必要物品の在庫管理</p>

## 5、参考資料(老計10号に定められた生活援助の行為の介護過程要素)

老計10号位置づけ	【サービス提供内容】	【介護過程・状況把握・判断・助言・活動支援】 (サービス提供内容のうち専門性に基づく判断と支援をおこなっているもの)
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洗濯機または手洗いによる洗濯</li> <li>○洗濯物の乾燥(物干し)</li> <li>○洗濯物の取り入れと収納</li> </ul>	<p>洗濯行為中の利用者の活動状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p> <p>洗濯行為中の利用者の利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p> <p>居室内の衣服の搜索による認知症状の把握</p> <p>衣服の汚れの確認による排泄等の課題の把握</p> <p>ポケット等の中身の確認し利用者の生活状況を把握</p> <p>利用者の認知機能と身体状況に合わせた収納</p>
ベッドメイク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等</li> </ul>	<p>訪問介護計画書の指示ならびに汚染状況を把握し布団カバー・枕カバー交換、ベッドメイク等を行いながら、利用者の活動状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p> <p>訪問介護計画書の指示ならびに汚染状況を把握し布団カバー・枕カバー交換、ベッドメイク等を行いながら、利用者の利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p>
衣服の整理・衣服の補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等)</li> <li>○被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)</li> </ul>	<p>衣服の整理・衣服の補修を行いながら、利用者の活動状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p> <p>衣服の整理・衣服の補修を行いながら、利用者の利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p>

## 5、参考資料(老計10号に定められた生活援助の行為の介護過程要素)

老計10号位 置づけ	【サービス提 供内容】	【介護過程・状況把握・判断・助言・活動支援】 (サービス提供内容のうち専門性に基づく判断と支援をおこなっているもの)
一般的な調理、 配下膳	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配膳、後片づけのみ</li> <li>○一般的な調理</li> </ul>	<p>調理、配膳下膳、片付け行為中の利用者の食欲、栄養状態の把握、嚥下状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p> <p>調理、配膳下膳、片付け行為中の利用者の利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援</p> <p>既往歴と身体状況から、利用者の嚥下状態に応じた食事の柔らかさの配慮栄養バランスに配慮をしたメニューのアドバイスと決定</p> <p>疾患と治療方針の把握、薬剤情報の把握、服薬状況の把握、療養の状況の把握、判断と助言</p> <p>医師、薬剤師の指示に基づいた服薬の支援(食前服薬・食後服薬)</p> <p>服薬の影響の把握、医師、薬剤師との連携に基づく助言</p> <p>誤薬の把握、医師、薬剤師との連携に基づく助言</p>
買い物・ 薬の受け取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日用品等の 買い物(内容の 確認、品物・釣り 銭の確認を含 む)</li> <li>○薬の受け取り</li> </ul>	<p>冷蔵庫など、室内の食品・生活必需品の状況を把握し、生活継続のリスク把握をおこない、判断し助言、生活支援</p> <p>薬剤の情報把握と医師、薬剤師の指示に基づく、服薬状況把握と服薬の支援</p>